

園児・保護者のみなさまへ

保育園等における新型コロナウイルス感染症への対応について

(令和4年度第4報)



鳥取県西部で感染急拡大中！

平素より、本市が取り組む子育て支援の取り組みにご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

今までで一番うつりやすい強力なウイルス「BA.5」が全県的に広がり、県西部において急拡大し、感染爆発の瀬戸際です。

エアロゾル感染によるクラスターも発生しており、市内の保育園、認定こども園及び幼稚園では引き続き感染予防に努めておりますが、子どもたちを守るため、今一度、一人ひとりが意識を変え、基本的な感染防止対策の見直し・確認・実践の徹底をお願いいたします。

記

Ⅰ 体調不良で登園を避けていただく際の考え方について

(1) お子様に倦怠感やのどの違和感、微熱等の症状がある場合

⇒ 登園を控えてください。

○発熱だけで判断せず、お子様の状況や医師の受診結果などを踏まえて判断してください。以下は、あくまでも例示であり、基礎疾患の有無などによっても変化します。日頃から健康観察をしていただき、普段と様子が違うときは登園しないようお願いします。

○登園を控えていただく例…発熱（平熱より高い）、のどの違和感、倦怠感（だるさ）等があるとき

○登園可能な例…呼吸器症状等が感染症でないと医師が判断し、登園しても良いと言われたとき

(2) 保護者の方に発熱などの体調不良がある場合

⇒ 園へお伝えください。園児の送迎時の接触を減らすために玄関対応とする等、感染リスクを減らす対応をさせていただきます。

(裏面もご覧ください)

(3) 次の場合は、保育園等の利用はできません。

- ・園児が陽性となったとき
- ・園児が濃厚接触者に該当したとき
- ・園児が保健所等の要請によりPCR等検査を受け、結果が判明するまでの間
- ・園児の同居家族が保健所等の指示でPCR等検査を受け、結果が判明するまでの間

※境港市保育所規則第6条第2号の規定により、利用停止となります。（利用停止で欠席した場合、保育料等は日割りで還付いたします。）

2 保育園等の運営にご理解・ご協力をお願いします

感染の予防に努めておりますが、感染リスクを完全に無くすことは困難です。また、新型コロナウイルス感染症に起因する理由で、通常通りの職員体制を取ることができない事態も予測されます。保護者の皆様には急なご対応をお願いすることもございますので、保育園等の運営について、ご理解とご協力をお願いします。

3 ご家庭での感染対策をお願いします

感染拡大を抑え込むためには、一人ひとりが意識を変え、基本的な感染防止対策の見直し・確認・実践を徹底し、ご自身と大切な人の命と健康や生活を守りましょう。

【ご家庭でできる感染防止対策】

- メリハリのある正しいマスクの着用や密を避ける ※熱中症にはご注意ください。
- エアコン使用時においてもこまめな換気の実施（30分に1回5分程度、一方向の換気など）
- 共用物の消毒の徹底
- 県外往来時は感染リスクの高い場所を回避
- 体調が悪い時は、無理に登園・出勤せず、かかりつけ医、又は受診相談センターに相談 など

※「境港市保育園等における新型コロナウイルス感染症の対応計画」及び「済生会こどもケアルーム（病児・病後児保育）の利用方法について」については、前回の第3報をご覧ください。

※感染者や関係先に対する心ない言動や誹謗中傷、詮索などの行為は絶対行わないようお願いします。